

「一般 NISA 口座のみなし廃止措置」の実施について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「一般 NISA 口座のみなし廃止措置」について

令和 3 年度税制改正により 2017 年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客さまで、2021 年 12 月 31 日までにマイナンバー（個人番号）のお届をいただいていないお客さまについては、2022 年 1 月 1 日に非課税口座廃止届出書のご提出があったものとみなし、非課税口座を廃止いたしました。

2. 今後の NISA のご利用について

「一般NISA 口座のみなし廃止措置」により非課税口座が廃止となったお客さまのうち、当社で非課税口座（一般N I S A口座）のご利用を希望されるお客さまは、マイナンバー（個人番号）の提出や NISA 口座の開設など所定の手続きが必要となりますので、お取引店へお問い合わせください。

以上